

FAQ（よくある質問）

| | ジャンル | | 質問 | 回答 |
|---|------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 申請方法 | オンライン申請 | 原則【オンライン申請】となっておりますが、郵便申請しても良いでしょうか？ | <u>申請は、全事業者【オンライン申請】でお願いしています。</u> どうしても【オンライン申請】できない事業者のみ、例外として【郵便申請】を認めており、誠に申し訳ございませんが、それ以外の例外は認めておりません。デジタル化、ペーパーレス化推進のため、ご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 2 | 申請方法 | 郵便申請 | パソコンは所有していますが、メールの受信、送信のみ行っていますが、どうしても資料のダウンロードやアップロード等行ったことも無く、できそうにありませんので、郵便申請して良いでしょうか？ | そのような場合は、「オンライン申請ができる環境にない」と判断されますので、郵便申請で行ってください。 |
| 3 | 添付書類 | ファイル形式 | 様式を添付する際、ファイル形式はExcelのまま添付するのでしょうか？ | 様式のみに関わらず、 <u>添付書類のファイル形式は問いません。</u> 様式の添付は、エクセルのまま添付していただければ充分です。 |
| 4 | 添付書類 | データの容量 | 必要なデータを全て添付して、「申請する」としようとしたら、申請できませんでした。どうしたら良いでしょうか？ | <u>データの容量オーバー</u> が考えられます。この申請フォームでは、 <u>添付するデータは、一つの容量が10MGサイズまで、全ての回答で100MBまで添付して送信することが可能です。</u> 容量を超えそうなデータは、別途、「データ追加送付専用フォーム」に添付して、本申請と別途送信してください。 |
| 5 | 添付書類 | 有効期限 | 登記事項証明書や印鑑証明書等が、発行日から3か月間有効となっておりますが、少しでも過ぎたら無効となりますか？ | 最新の内容の証明書を提出していただいています。最新の基準として3か月間有効と定めていますので、 <u>必ず申請日から3か月前までの証明書を添付してください。</u> |

| | | | | |
|----|------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 | 添付書類 | 誓約書・自己及び自社の役員等の名簿 | 自己及び自社の役員等の名簿の住所は、地番まで記載する必要がありますか？ | 警察からの指導もあり、住所地番までの記載がない場合、登録できかねますので、必ず、住所地番まで記載してください。 |
| 7 | 添付書類 | 【県税】未納がないことの証明書 | 委任先がある場合、都道府県税の未納がないことの証明書は、本社所在地と委任先所在地のどちらの証明書を提出すれば良いでしょうか？ | 本社所在地か委任先所在地のどちらか一方の証明書を提出してください。 |
| 8 | 添付書類 | 労災保険料納入証明書 | 【工事・建設コンサルのみ】 労災保険料納入証明書にかえて保険料納入告知額・領収済額通知書、概算・増加概算・確定保険料申告書等の提出でも良いでしょうか？ | 必ず、「<u>労災保険料納入証明書</u>」(労働保険料等納入証明書は可)を提出してください。 お近くの労働基準監督署で証明を受けることができます。 なお、本人・家族・夫婦のみで施工しており、労災保険料の納付がない場合は、申立書(参考様式1)を提出してください。 |
| 9 | 押印 | 押印省略 | 本社が東京で、委任先で登録します。本社で印を押す箇所は無いでしょうか？ | 全ての提出書類は押印不要となっています。 本社の印鑑は印鑑証明(写しでOK)があれば足りません。使用印鑑届も押印したものをスキャンしたデータを提出してもらいますので、提出書類の中に、押印した原本が必要なものではありません。 |
| 10 | 使用印鑑 | 登録印 | 会社の角印で印鑑登録して良いでしょうか？ | 市に登録する印は、市との契約に使用する印鑑となりますので、「会社の代表者(委任された者含む)之印」となっているもので、個人を特定できるものです。「〇〇株式会社」だけの印はその会社の誰が契約するのか特定できないため登録できません。ただし例外的に、法人で印鑑登録されている印鑑が社名のみの場合、その印鑑での登録は可能です。 |